

『災害時要配慮者支援指針』の策定について

山形県危機管理課

◆指針策定の経緯

【背景】

東日本大震災における要配慮者支援に係る主な課題

- 発災時に要配慮者に配慮した情報伝達、避難誘導、安否確認が十分に行われなかった。
 - ・ 要配慮者に関する名簿が未作成のため。
 - 名簿作成が法的に位置づけられていない。 **【要配慮者の的確な把握】**
 - ・ 作成した要配慮者に関する名簿を地域の避難支援者に提供していなかった。
 - 名簿の作成・提供について、個人情報保護法制との関係が十分に整理されていない。 **【避難に必要な伝達体制及び迅速な避難誘導体制の整備】**
 - ・ 要配慮者に関する名簿が発災後の混乱で安否情報に利用できなかった。
- 要配慮者の支援者も避難支援の過程で多くの命が失われた。 **【避難支援者の安全確保】**
- 発災後の避難生活において、避難所や福祉避難所が十分な機能を果たさなかった。 **【避難生活へのきめ細やかな支援体制の整備】**



【国の動き】

災害対策基本法の改正等

- 「災害対策基本法」の一部改正（H25.6）（要配慮者関係の主な改正点）
 - ・ 「避難行動要支援者（要配慮者のうち災害時の避難に特に支援を要する者）」の名簿作成を市町村に義務付け。
 - ・ 名簿作成に必要な個人情報の市町村内部での共有や、発災時に名簿情報が最大限活用なるよう、名簿情報について避難支援者等の外部への提供に関する取扱を法律上規定。
- 「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」策定（H25.8）
 - ・ 改正災対法等を踏まえ、避難行動要支援者の避難行動支援のため、市町村向けに要支援者名簿の作成・活用に係る具体的な手順等について記載。
- 「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」策定（H25.8）
 - ・ 改正災対法等を踏まえ、避難所における良好な生活環境を確保し、要配慮者の避難生活へのきめ細やかな支援を実施するため、具体的に取り組むべき事項を記載。



【県指針の改定】

「災害時要配慮者支援指針」

平成17年に取りまとめた「災害時要援護者支援指針」について、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正、国の「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の内容を反映して全面改定を行った。

◆指針の概要

【基本的な考え】

- 指針の目的
 - ・ 災害発生時における高齢者や障がい者等の「要配慮者」への支援が適切かつ円滑に実施されるよう、要配慮者支援のあり方について、県の基本的な考え方を取りまとめたもの。
 - ・ 市町村や要配慮者関連施設などの関係者・関係機関における要配慮者支援対策の推進に資することを目的としている。
- 指針の位置づけ
 - ・ 要配慮者の避難行動及び避難生活への支援に関し、市町村、関連施設など関係者・関係機関が、「平常時の備え」及び「発災時の対応」として取り組むべき事項、留意すべき事項を示した。

※要配慮者…防災上何らかの配慮を要する者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等）。
改定前指針における「災害時要援護者」は広く定着してきた用語であるが、改正災害対策基本法や国の取組指針においては「要配慮者」の用語を使用しているため、本指針では「災害時要援護者」の概念を「要配慮者」の用語に統一している。

【避難行動要支援者支援（市町村）】

平常時の備え	発災時の対応
<p>○全体計画・地域防災計画の策定 避難行動要支援者の避難支援について全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定める。</p> <p>○避難行動要支援者名簿の作成等 要配慮者の把握、避難行動要支援者の範囲、名簿記載事項、避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供、名簿情報（個人情報）の適正管理 等</p> <p>○個別計画の策定 実効性のある避難支援に向け、各避難行動要支援者の個別計画の策定を進める。</p> <p>○情報伝達体制の整備 情報伝達網の整備、避難勧告等の発令判断基準の明確化、要配慮者の特性を踏まえた情報伝達手法の選択・機器整備</p> <p>○避難行動支援に係る共助力の向上 平常時からの住民同士の顔の見える関係づくり、防災訓練の実施 等</p>	<p>○避難のための情報伝達 避難準備情報等の適時適切な発令・伝達、要配慮者の特性を踏まえた情報伝達時に配慮すべき事項、多様な情報伝達手段の確保 等</p> <p>○避難行動要支援者の避難支援 名簿情報に基づく避難支援、避難支援における配慮事項、避難支援等関係者の安全確保、名簿提供不同意者の避難支援の考え方 等</p> <p>○避難行動要支援者の安否確認の実施 安否未確認の避難行動要支援者について、名簿を活用した在宅避難者等の安否確認を実施</p> <p>○避難場所以降の避難行動要支援者への対応 避難行動要支援者及び名簿情報を避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引継ぎを行う仕組みづくり。</p>

【避難生活における要配慮者支援（市町村）】

平常時の備え	発災時の対応
<p>○避難所の組織体制と応援体制の整備 「避難所運営準備会議（仮称）」を組織し、災害時の対応や役割分担を事前に決めておく。 平常時からの避難所運営のための人材確保に努める（職員参集体制の整備、関係機関等との連携、地域住民の参画、ボランティアの受け入れ等）。</p> <p>○要配慮者に配慮した避難所の整備 指定避難所や福祉避難所の指定・整備、食料・飲料水の備蓄、要配慮者対応に必要な物資の備え</p> <p>○避難所運営の手引き（マニュアル）の作成 避難所運営が円滑かつ統一的に行えるよう、事前に避難所運営の手引きを作成し、要配慮者に対する必要な支援を明確化する。</p>	<p>○避難所の開設 避難所運営等の基本方針、避難所運営責任者の役割</p> <p>○避難所における要配慮者への対応 福祉避難所の設置、福祉避難所の管理・運営（福祉・保健医療サービスの提供や介助員等の配置）、要配慮者に配慮した避難所の環境整備、情報提供に関する配慮、食料や食事に関する配慮</p> <p>○応援体制の整備 避難所での支援要員が不足する場合の応援要請、ボランティアとの連携</p> <p>○在宅避難者への配慮 在宅にて避難生活を余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等</p>

【社会福祉施設等における要配慮者対策（関連施設関係者等）】

平常時の備え	発災時の対応
<p>○非常災害に関する具体的計画を策定し、災害予防対策を推進</p> <p>○施設における防災組織体制の整備 防災組織の設置、職員動員体制の確立 等</p> <p>○関係機関、地域住民等との連絡・応援体制の確立</p> <p>○避難計画の検討 地域状況の把握、移送手段の確保</p> <p>○防災教育、防災訓練の実施</p> <p>○利用者の保護者等との事前の取り決め 連絡体制の取り決め、引渡し基準の設定</p> <p>○施設、設備等の安全性強化 耐震診断の実施、備品等の落下・転倒防止措置等</p> <p>○食料品等の備蓄</p>	<p>○施設被災時の安全確認・救助・避難 防災組織を編成、利用者の安全及び施設の被災状況の把握、応急救助活動の実施、避難誘導</p> <p>○被害状況の報告・連絡 利用者及び施設の被災状況を市町村、県、ライフライン関係事業所等に報告し、必要な措置を要請。</p> <p>○施設の継続使用が不能となった場合の措置 市町村や県の協力を得て、他の施設への緊急入所要請を実施。 保護者による引取り等の手続き 等</p>